

○農林水産省告示第 号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第一条の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千百九十八号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
<p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>	<p>海域</p> <p>北緯三十六度四十分の線、宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線、北緯三十六度の線及び陸岸に囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）</p>	<p>海域</p> <p>北緯三十六度四十分の線、宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線、北緯三十六度の線及び陸岸に囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）</p>	<p>期間</p> <p>七月一日から九月三十日まで</p>
<p>次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）</p> <p>イ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度四十六分の点</p> <p>ロ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度三十五分の点</p> <p>ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度三十五分の点</p> <p>ニ 北緯三十四度十分東経百三十八度四十五分の点</p> <p>ホ 北緯三十四度十分東経百三十八度五十五分の点</p> <p>ヘ 北緯三十四度二十七分東経百三十九度十四分の点</p> <p>ト 北緯三十四度三十二分東経百三十九度十三分の点</p> <p>チ 北緯三十四度三十四分東経百三十九度十五分の点</p> <p>リ 北緯三十四度三十四分東</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

経百三十九度二十分の点
又 北緯三十四度四十分東経
百三十九度二十分の点
ル 北緯三十四度四十分東経
百三十八度五十八分四十秒
の点

附 則

この告示は、公布の日から施行する。